

公募公告

本業務の実施可能な者を下記のとおり公募します。

平成29年2月21日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長 米 澤

健



記

1. 公募件名 エネルギー・産業基盤災害対応のための実戦配備可能型消防ロボットシステムの開発製作及び関連研究開発業務に係る役務一式
2. 目的 消防庁では、平成26年度から平成30年度までの5箇年間を研究開発期間として、「日本再興戦略 2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「科学技術イノベーション総合戦略 2016」（平成28年5月24日閣議決定）、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成28年5月20日閣議決定）及び「世界一安全な日本創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、下記の年次計画に従い、緊急消防援助隊の特殊災害の対応に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の応急対応に資する高度な資機材等として、ICT×G空間技術を活用し、災害現場から離れた安全な場所への画像伝送や放水等の活動を自律・協調して行うことが可能な災害対応のための消防ロボットシステムの研究開発を実施している。なお、消防庁では、研究開発成果の各種ロボット技術を消防の現場活動の高度化のため積極的に活用していくこととしている。

<年次計画概要>

1年目（終了）	平成26年度	試作に向けた実用レベルでの設計完了
2年目（終了）	平成27年度	要素技術毎の試作及び検証試験
3年目（終了）	平成28年度	試作機の完成（単体ロボット完成）
4年目	平成29年度	試作機の検証、実戦配備可能型消防ロボットシステムの開発
5年目	平成30年度	実戦配備可能型消防ロボットシステムの完成

3. 事業概要 平成29年度～平成30年度、消防研究センターにおいては、「実戦配備可能型消防ロボットシステム」の研究開発、製作、完成を計画しており、民間企業等における高度な技術力やノウハウ等を活用することにより、効率的かつ効果的な研究開発を実施するとともに、その成果を産業化に

結びつけること等による社会還元を推進するため、本研究開発の一環として、消防研究センターの直接の指示に基づき、「エネルギー・産業基盤災害対応のための実戦配備可能型消防ロボットシステムの開発製作及び関連研究開発業務に係る役務一式」の提供を求めるものである。

4. 公募期間 平成29年2月21日(火)から平成29年3月22日(水)16:00までに
下記提出先必着分に限る。

5. 契約形態等 請負契約

6. 応募の資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であって、契約のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成28・29・30年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等(調査・研究)」の資格等級Aに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
 - (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請け又は再委託の相手方としないこと。

(7) 本応募資格のない者の提出書類等は、無効とする。

7. 応募条件 仕様書記載の役務を実施することができること。

8. 成果物 仕様書のとおり。

9. 応募提出書類 公募応募要項による。

10. 応募書類提出先 〒182-8508 東京都調布市深大寺東町 4-35-3
消防大学校消防研究センター庶務課分室

11. 問い合わせ先 消防大学校消防研究センター庶務課分室
担当者：清田、田浦
電話：0422-44-8331 FAX：0422-76-1545

12. その他 (1) 説明会は開催しない。
(2) 応募者は、見積書の提出をもって前記6 (5) 及び (6) の規定に該当しないことを誓約し、かつ消防庁の求めに応じ、応募者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとする。
(3) 本件調達は、平成29年度予算（案）に含まれるものであり、同予算の成立が条件となるものである。